第58回社会を明るくする運動

「防ごう犯罪と非行　助けよう立ち直り」

7月1日～31日に行なわれる「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

運動期間中は、福生市保護司会が中心となって活動を進めていきます。保護司とは法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪や非行の発生を防ぐため、市内の関係団体と協力して地域の浄化に努めている方々です。

地域・PTAで行なう少年非行防止のためのミニ集会などに、保護司の方々が積極的に協力しますので、気軽に相談してください。

重点目標
「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」

◆7月1日㈫福生駅、牛浜駅で啓発活動を行ないます。

◆7月17日㈭・18日㈮市内を巡回して広報活動を行ないます。

主催「社会を明るくする運動」福生市実施委員会
問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

介護予防と生きがいのある生活を支援します

市では、高齢者の皆さんの介護予防や生活支援等の事業を行なっています。

在宅介護支援センターに委託し、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問しています。介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、民生委員などと連携をとり、高齢者の見守り活動をしています。

在宅介護支援センター加美
福生3244―10特別養護老人ホーム第2サンシャインビラ内☎553・3720

在宅介護支援センター武蔵野
福生2300―4特別養護老人ホームヨコタホーム内☎553・6695

在宅介護支援センター南田園
南田園2―9―1グリーンシティ南田園103☎539・0007

保護司の名簿

（敬称略）

持	傳	治	男
緑	光	治	二
島	晏	彦	夫
石	庄元	正	祥
田	川村	洋	子
古	谷村	田	勝
田	田	ふ	み
森	保田	喜	美子
森	根	昭	勝
久	山	克	明
中	山	代	子
小	林	喜	征
秋	貫	満	彦
小	津	豊	子
島	田	代	夫
乙	谷	登	勝
佐	藤	邦	徹
大	藤	哲	夫
江	本	初	枝
齋	笹	明	雄
藤	徳	永	司
藤	廣		

社会福祉協議会

シニアから子どもまで「2008夏！体験ボランティア」参加者募集

夏休み期間を中心に、福祉、防災、環境、スポーツ、世代間交流、講習会等で活動や交流をする「夏の体験ボランティア」を開催します。

活動期間7月～8月
応募資格都内在住・在勤の小学生以上の方（活動先によって変わります）で、原則として7月19日㈯の説明会に参加できる方。
申込み6月30日㈪から受付。活動メニューを参照し、（6月28日頃より公共機関等に設置・ホームページに掲載予定）申込用紙に記入のうえ、7月18日㈮まで（日曜を除く午前8時30分～午後5時15分の間）に、ふっさボランティア・市民活動センター（福祉センター内）☎552・2122へ。※18歳未満の方は保護者の同意が必要。
Eメール info@fvac.group-info.com
ホームページ http://fvac.group-info.com/

ひとりで悩まず、まず相談を

①「身近な法律相談」
日時7月7日㈪午後2時～4時
場所福祉センター相談室
対象高齢者・障害者やその家族など
定員先着2人で、6月23日㈪から（日曜を除く午前8時30分～午後5時15分の間に）社会福祉協議会☎552・2121へ。

②「成年後見制度相談」
日時7月10日㈭午後1時30分～4時
場所福祉センター相談室
対象高齢者・障害者やその家族など
定員先着4人
申込み①、②ともに予約制
※相談内容は秘密厳守、相談料は無料。

市民のひろば

個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いてあります。

問合せ秘書広報課広報広聴係

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

介護保険は支え合いの制度です。介護を必要とするときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料を納めましょう。

介護保険料65歳以上の方から徴収する1号保険料と、40歳～64歳までの方から徴収する2号介護保険料分の2種類があります。2号介護保険料分は、加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）の保険料または保険税に合算されています。

65歳以上の方は、本人と同一世帯内の方の前年における総所得金額に応じ、6つの段階に区分されます。

年間の保険料は表のとおり個人ごとに決まりますが、税制改正の影響を受け、保険料の段階が急激に上昇する方については、保険料率を段階的に引き上げる緩和措置（第4及び第5段階）を行ないます。

納付7月初めに通知書を送付します。
普通徴収お手元に送付される納付書で納付。口座自動振替を利用している場合は、額の通知のみ送付します。
特別徴収受給されている年金から天引きします。天引きされる額を記載した通知のみを送付します。

※平成19年度中（概ね平成20年2月末日まで）に65歳になった方、転入された方で年金を受給されている方は平成20年7～9月分までは普通徴収、10月分以降からは特別徴収となります。この場合、納付書と特別徴収額決定通知書の2つが同封されますので、納付書で納めてください。

また、すでに4月または6月の時点で年金天引き開始となり、仮徴収額決定通知書を受け取った方についても、確定した保険料額決定通知書（通知のみ）を送付します。

納付時期普通徴収は年8回。7月31日、9月1日、9月30日、10月31日、12月1日、平成21年1月5日、2月2日、3月2日です。

特別徴収は年金支給月（4・6・8・10・12・2月）です。

問合せ介護福祉課介護保険係

平成20年度の第1号被保険者の保険料

所得段階		対象者	保険料算定基準	保険料（年額）
第1段階		①老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方②生活保護受給者	基準額×0.5	27,600円
第2段階		世帯全員が市民税非課税、合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.5	27,600円
第3段階		世帯全員が市民税非課税、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	41,400円
第4段階		本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税を課税されている方がいる方	**基準額**	55,200円
保険料激変緩和対象	4-1	第1段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.83	45,800円
	4-2	第2段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.83	45,800円
	4-3	第3段階→第4段階へ上昇した方	基準額×0.91	50,200円
第5段階		市民税を課税されている方で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	69,000円
保険料激変緩和対象	5-1	第1段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.00	55,200円
	5-2	第2段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.00	55,200円
	5-3	第3段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.08	59,600円
	5-4	第4段階→第5段階へ上昇した方	基準額×1.16	64,000円
第6段階		市民税を課税されている方で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	82,700円

児童館で遊ぼう6月（その2）

田園児童館 ☎552・3133

◆親子であそぼう「青空で遊ぼう!」17日㈫午前10時30分～11時30分
対象1歳6か月以上の幼児と保護者
持ち物うわばき
※汚れてもよい服装で来てください。
◆親子であそぼう「ボールであそぼう」
7月1日㈫午前10時30分～11時30分
対象1歳6か月以上の幼児と保護者
持ち物うわばき
◆よちよちすくすくひろば24日㈫午前10時～正午**対象**0、1歳児と保護者

武蔵野台児童館 ☎553・8822

◆わくわくひろば「ボールであそぼう!」17日㈫午前10時30分～11時30分**対象**2歳以上の幼児と保護者※当日直接来てください。
◆遊具開放デー19日㈭午前10時30分～正午**対象**1歳6か月以上の幼児と保護者
持ち物うわばき※大型遊具で自由に遊べます。体操、おはなしもあります。
※時間内で自由に遊びに来てください。
◆のびのびひろば24日㈫午前10時～正午
対象0、1歳児と保護者※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。
※時間内で自由に遊びに来てください。
◆わくわくひろば「キラキラたなばたかざりをつくろう!」7月1日㈫午前10時30分～11時30分**対象**2歳以上の幼児と保護者
※当日直接来てください。
◆星にねがいを～七夕かざりをつくろう～7月1日㈫～7日㈪①午前10時30分～正午②午後3時～4時30分**対象**幼児以上（幼児は保護者同伴）**持ち物**うわばき※当日直接来てください。

熊川児童館 ☎539・1515

◆こぐまひろば「梅雨だけど元気にあそぼう!」24日㈫午前10時～正午
対象0、1歳児と保護者
持ち物タオル・着替え